

平成30年度矢吹町職員(大学卒程度) 採用候補者試験(二次募集)のお知らせ



○試験職種

採用日	職種
平成30年4月1日採用	行政(大学卒程度)

○試験日・場所

試験職種	試験期日	試験会場
行政	平成30年1月14日(日)	矢吹町役場

【第二次試験】第一次試験合格者に対して通知します。

○受付期間

行政	平成29年12月11日(月)～平成30年1月9日(火)
----	-----------------------------

○受験申込み

役場企画総務課(本庁舎2階)から申込書を受け取り記入の上、同課へお申し込みください。申込書は郵便請求のほか、町ホームページからダウンロードすることができます。

※受験資格等の詳細については、町ホームページまたは試験実施要領をご覧ください。

☎ 企画総務課 総務係 ☎(42)2111

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けされています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

※20歳前に就職し、厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。

国民年金のポイント

○将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生納付特例制度は、所得が少ない学生の方が、万が一の病気やけがで障害が残った場合でも年金制度から保障が受けられるよう、申請により保険料の納付が猶予され、障害年金に備えられる制度です。学生の方の年金権確保にかかる大変重要なお手続きですので、今一度ご自身の年金についてご確認ください。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【問い合わせ先】 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤル)

白河年金事務所 ☎0248(27)4161(代表) 保健福祉課国保年金係 ☎0248(44)2300

JA組合員のみなさんへ
齋場選びは信頼・安心・いつも身近なJAで
JA 齋苑やすらぎの杜
年中無休・24時間受付
矢吹 齋場 TEL. 0248-42-2221
〒969-0213 福島県西白河郡矢吹町本町283

謹賀新年
矢吹タイムス印刷
TEL42-2222
FAX42-3591

白河税務署からのお知らせ



申告書作成会場開設のお知らせ

白河税務署では、申告書作成会場を下記のとおり開設します。

【申告書作成会場】 白河市産業プラザ人材育成センター2階講堂
(旧：白河地域職業訓練センター 税務署隣) 白河市中田140

【開設期間】 2月16日(金)～3月15日(木)

【開設時間】 午前9時～午後4時

(注) ①土・日・祝日は開催していません。

②開設前は税務署内を含め、申告書作成会場を設けておりませんので、開設期間中に上記会場をご利用ください。

③申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、時間に余裕をもってなるべく早め(午後3時前)にご来場ください。



医療費控除の適用を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、領収書の添付(提示)の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

なお、医療費等の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

※経過措置により、平成31年分までは領収書の添付(提示)でも申告できます。

マイナンバーをお忘れなく

所得税等の確定申告書には、①マイナンバーの記載と②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。なお、本人確認書類の例としては次の書類があります。

【例1】マイナンバーカード 【例2】マイナンバー通知カード(紙製)+運転免許証など

申告書の作成は、国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、印刷して郵送等により提出することができます。※ネット回線があれば、面倒な手続き等は必要ありません。

申告書作成会場に行くことなくご自宅で作成でき、自動計算のため間違いも少なく、とても便利な「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

役場で実施する申告相談の日程等については2月号の広報でお知らせします。

☎ 白河税務署 ☎0248(22)7111(音声案内「2番」を選択してください。)

※税金に関する一般的なご相談は「1番」を選択してください。

老後生活の備えとして農業者年金に加入しませんか



○加入できる方(次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。)

・国民年金第1号保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)・年間60日以上農業に従事・60歳未満の方

○保険料額

月額2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料額はいつでも見直しできます。

○社会保険料の控除対象

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る農業者年金には、公的年金等の控除が適用されます。

☎ 農業委員会(産業振興課) ☎(42)2115 または、お近くの農業協同組合へ